

特定非営利活動法人太陽グループボランティアチーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人太陽グループボランティアチームと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、私たち自らが社会の担い手となって、社会福祉、文化芸術、スポーツ、社会教育、清掃活動、安全活動等の事業を通じて地域の方々と関わることにより、青少年の健全育成、生涯学習及びまちづくりの推進を図り、社会全体に貢献していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①他団体主催によるイベント事業に対するボランティア支援
- ②各種スポーツ大会に対するボランティア支援
- ③各種芸術・文化事業に対するボランティア支援
- ④各自治体主催のイベント事業に対するボランティア支援
- ⑤児童施設及び養護施設との交流活動及びイベント活動の実施
- ⑥各種生涯学習を推進する事業に対するボランティア支援
- ⑦地域の清掃活動及び安全活動に対するボランティア支援

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売
- ②役務の提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行う

ものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために加入した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程に定める手続きに従い入会手続を行わなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会(以下、「総会」という。)の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(その他)

第12条 その他会員に関する事項は、別に定める会員規程による。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上5名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員の選任)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況については、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人に事務局を設ける。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第43条第4項において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合は、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに、各正会員に対し通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第30条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の決議の省略)

第29条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会費の額

(開催)

第33条 定時理事会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意がある場合には、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 この法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
- 3 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 4 決算上剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(暫定予算、予算の追加及び更正、臨機の措置)

第43条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 3 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 4 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

- 2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第8章 解散、定款の変更及び公告の方法

(解散、残余財産の帰属)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するもの

とする。

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(公告)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

(雑則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、この定款の定めにかかわらず、平成13年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、この法人の設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

附則

1. この定款は、平成17年8月29日から施行する。
2. この定款は、令和2年5月19日から施行する。